

## 川崎市公告第994号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年6月25日

川崎市長 福田紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

南庁舎受変電設備その他改修基本設計業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所南庁舎

#### (3) 履行期間

令和9年3月31日まで

#### (4) 業務概要

本業務は、南庁舎における受変電設備、無停電電源装置、自家用発電機設備の老朽化・性能低下に対応し、更新・改修に係る基本設計を実施するとともに、現況調査、関係部署調整、概算工事費提出等を行い、今後の改修計画に資する基礎資料を整備することを目的とします。

更新対象設備は以下とします。

- ・受変電設備
- ・無停電電源装置
- ・自家用発電機設備（将来更新）

### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「設備設計」種目「電気設備設計」で登録されている者。

(4) 管理技術者等の資格要件は次による。なお、管理技術者については、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・管理技術者は、建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士とする。

・担当技術者（意匠）は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を7年以上有する者とする。

・担当技術者（構造）は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を7年以上有する者とする。

・担当技術者（電気）は、建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士とする。

・担当技術者（機械）は、建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士とする。

(5) 技術者の実績要件は、次による。

・5,000㎡以上の大規模な公共建築物における受変電設備設計の実績（新築・改修）を有すること。ただし、改修については、変圧器容量300kVA以上を対象とする。

(6) 庁舎を管理する上で仕様書の内容を遵守し、確実に業務を実施することができるとともに、本市の設備に関する資格ならびに専門的知識を有していること。

- 3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
  - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階  
総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当  
電話 044-200-3555 (直通)
  - (2) 配布・提出期間  
令和8年6月25日(木)から7月1日(水)までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
  - (3) 図面の縦覧及び配布について  
本業務の仕様に係る図面(単線結線図・平面図)については、3(1)の場所において3(2)の期間まで縦覧に供するとともに、希望者には配布します。
  - (4) 提出書類  
ア 入札参加申込書  
イ 上記2(4)(5)を証する資格証・経歴書・契約書等の写し
  - (5) 提出方法  
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
  - (1) 日時  
令和8年7月6日(月) 午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
  - (2) 場所  
「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 5 仕様に関する問い合わせ
  - (1) 問い合わせ先  
「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
  - (2) 質問受付期間  
令和8年6月25日(木)から7月7日(火)までの午前9時から午後5時までとします。  
ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
  - (3) 質問書の様式  
配布する「質問書」の様式により提出してください。
  - (4) 質問受付方法  
持参
  - (5) 回答方法  
令和8年7月15日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
  - (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手續等

### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参、または郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入札書を入れ封印し、必ず書留郵便により送付してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年7月23日(木) 午前10時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所復元棟2階 202会議室

### (3) 入札書の提出方法

持参、又は郵送とします。なお、郵送の場合は、令和8年7月22日(水)必着とします。

### (4) 入札保証金

免除とします。

### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

### (6) 再入札

落札者がいない場合は、後日再入札を実施します。有効な入札を行った者に対して、最低の入札価格及び入札期日をお知らせしますので、改めて入札書を提出してください。なお、期日までに入札書が提出されない場合は、再入札に参加の意思がないものとみなします。

### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手續等

### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

### (2) 前払金 無

### (3) 契約書作成の要否 要

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ